



Title	パスカルとモンテーニュにおける政治と道徳：法の無根拠性，政治改革への嫌悪
Author(s)	山上，浩嗣
Citation	人文学林. 2024, 1, p. 165-183
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/95138">https://doi.org/10.18910/95138</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## パスカルとモンテーニュにおける政治と道徳

—法の無根拠性，政治改革への嫌悪—<sup>1)</sup>

山 上 浩 嗣

### La politique et la morale chez Pascal et Montaigne

— le respect de la loi, même injuste,  
et l'aversion pour la réforme politique —

YAMAJO Hirotsugu

Je me propose de rouvrir la discussion comparative entre les idées politiques de Montaigne et de Pascal sur les trois questions suivantes, afin de faire le départ entre l'influence exercée par le premier, et les points sur lesquels le second s'en démarque. D'abord, sur la question de l'absence de fondement du droit, la dette de Pascal envers Montaigne est flagrante. La distance qu'il affecte envers son prédécesseur, en écrivant que « Montaigne a tort », ne saurait donner le change. Ensuite, s'agissant de la prudence envers la réforme politique, l'influence de Montaigne est incontestable, mais elle n'a pas empêché Pascal de développer une remarquable originalité dans la disposition et l'expression de ses idées. Enfin, quant à la doctrine biblique selon laquelle les chrétiens doivent se soumettre aux pouvoirs politiques temporels, la concordance de vues entre les deux auteurs ne correspond pas à une influence directe de l'un sur l'autre.

キーワード：『パンセ』，『エッセー』，アウグスティヌス

パスカルとモンテーニュの比較研究の柱のひとつが，政治思想である。両者の間には，法や社会制度における本質的な正義の不在，改革への慎重姿勢，政治における悪徳の許容，秩序への服従と精神の自由，という共通点が見いだせる。パスカルはこれらの諸要素の大部分をモンテーニュの思想から，またはモンテーニュにも影響を与えたアウグスティヌスから受け継いでいる。

1) 本稿は，筆者が行った次の口頭発表の原稿に加筆修正を施したものである。「モンテーニュとパスカルの政治思想 第1部：正義の不在」，「フランス近世の〈知脈〉」第6回研究会（オンライン開催），2020年9月5日。また，フランスで行った次の口頭発表は，上記の発表の内容に基づいている。「La politique et la morale chez Montaigne et Pascal. Le respect de la loi, même injuste, et l'aversion pour la réforme politique », Journée d'études du CEIPREM, structure fédérative de recherche de la Sorbonne nouvelle-Paris 3, le 8 juin 2022.

ただし、政治を論じる背景や動機は、両者において大きく異なっている。モンテーニュは宗教戦争という内戦を目の当たりにして、司法官およびボルドー市長として、法律や政治の実務に携わった経験があり、また、プラトンやキケロの国家論、同時代の政治理論から啓発を受けている。したがってその思想はより実践的で世俗的（非キリスト教的）である。他方、パスカルは、とりわけ『パンセ』においては、現実の国家を「神の国」と正反対の価値と性質をもつものと位置づけ、神の国の原理を「慈愛 *charité*」、地上の国家の原理・動因を「邪欲 *concupiscence*」とみなすことで、信仰を通じて神の国に迎え入れられるという希望を抱かせることを目的としているため、現実の国家をあえて否定的に、墮落した共同体として描き出す傾向がある。したがってその政治理論は実践的とはいえず、およそ現実的ではない。こうして、おのずから両者の政治思想には、共通点とともに、齟齬や対立も認められるのである。

ここで、モンテーニュおよびパスカルの政治との関わりをごく簡単に確認しておこう<sup>2)</sup>。モンテーニュの生涯（1533-1592）のうち、1562年以後わずかな休戦期間をはさんで宗教戦争が継続した。彼の後半生約30年間はその期間に重なる。1571年にボルドー高等法院評定官を辞し、1581-1585年にボルドー市長を務めるが、市長退任後にむしろ積極的に政治に関わる。アンリ・ド・ナヴァール、アンリ3世、マルグリット・ド・ナヴァール、カトリーヌ・ド・メディシスらから信頼を得て調停役を果たす。一貫して宗教的大義よりも国内の平和を重視し、急進のカトリックの旧教同盟とは一線を画す（旧教同盟派から敵視され「ポリティーク派」とみなされる）が、ナントの勅令（1598年）による宗教戦争終結を見届けずに死去する。

他方、パスカルの生きた時代は、絶対王政の発展、確立の時期である。彼はルイ13世の宰相リシュリユーが実権を握る前年（1623）に生まれ、マザランが死んでルイ14世が親政を開始した翌年（1662）に没した。リシュリユーは国益優先の政策を「国家理性」観念によって正当化する。リシュリユーの後継者であるマザラン宰相時代にフロンドの乱（1648-1653）が発生し、パスカルに内乱への強い警戒心を抱かせる。なお、彼が強いつながりをもったいわゆるジャンセニストたちは世俗から隠棲し、異端と目される教義に排他的関心を向けたことから、王権から敵視される。しかし、彼らは教義からして政治的保守主義の立場をとり、むしろ国家の政治的秩序を破壊する者を批判した。パスカルの著作からも、宗教的理想を政治にもちこむ姿勢（神権政治）に否定的であったことがわかる。

本論では、モンテーニュとパスカルの思想を次の三点について比較し、前者から後者への影響と後者から前者への反発・抵抗について検討する。第一に、法の無根拠性、第二に、政治改革の弊害、第三に、彼らの理論の伝統的神学思想による正当化、である<sup>3)</sup>。

2) 次の二著は近年刊行されたモンテーニュの優れた評伝である。Philippe Desan, *Montaigne. Une biographie politique*, Paris, Odile Jacob, 2014; Arlette Jouanna, *Montaigne*, Paris, Gallimard, 2017. また、パスカルと同時代の政治状況については次を参照。Gérard Ferreyrolles, *Pascal et la raison du politique*, Paris, PUF, 1984, « Situation politique de Pascal », p. 13-50.

3) *politique*（政治）という語の意味について確認しておこう。一般的なフランス語辞典である *Le Petit Robert* によれば、*politique* には *civil*（文明的）、*public*（公共的）という含意があり、国家（*État*）の統治に関係する。また、*habile*（巧みな、老練な、狡猾な）というニュアンスをもつことがある。フェルティエールのフランス語辞書（1690）は、*politique*

1. 法の無根拠性

周知のように、法が正義を体現しているわけではないことを説く『パンセ』S94-L60は、『エセー』II, 12「レーモン・スボンの弁護」« Apologie de Raimond de Sebonde » および III, 13「経験について」« De l'expérience » の一部から内容と表現を借用している。詳細は、すでにベルナール・クロケットが指摘している<sup>4)</sup>。その主要部分を下の対照表に記す（太字は両者に類似の表現）。

『パンセ』S94-L60	『エセー』II, 12 / III, 13
<p>(01) Sur quoi la fondera-t-il, l'économie du monde qu'il veut gouverner ? Sera-ce sur le caprice de chaque particulier, <b>quelle confusion !</b> [...]                  Certainement, <b>s'il la [= la véritable justice] connaissait</b>, il n'aurait pas établi cette maxime, la plus générale de toutes celles qui sont parmi les hommes ; que chacun suive <b>les mœurs de son pays</b>. [...]                  Et les législateurs n'auraient pas pris pour modèle, au lieu de cette justice constante, <b>les fantaisies et les caprices des Perses et Allemands</b>. [...]  <b>En peu d'années de possession les lois fondamentales changent</b>. [...]                  Plaisante <b>justice qu'une rivière borne ! Vérité au-deçà des Pyrénées, erreur au-delà</b>.                  人間は、みずから統治すべき世界のしくみを、いったい何を基盤にして築き上げようとするのか。各個人のきまぐれだろうか。とんでもない！ [...]                  たしかなのは、もし知っていたら、人間界のすべての原則のなかでもっとも普遍的な次の原則を打ち立てたりしなかっただろう、ということだ。すなわち、個々人はその国の習慣に従うべし、との原則である。 [...]</p>	<p>(02) Au demeurant, si c'est de nous que nous tirons le reglement de nos mœurs, à <b>quelle confusion</b> nous rejettons nous ? [...]                  La droiture et <b>la justice, si l'homme en cognoissoit</b>, qui eust corps et veritable essence, il ne l'attacheroit pas à la condition des <b>coustumes de cette contrée, ou de celle là</b> : ce ne seroit pas de <b>la fantasia des Perses ou des Indes</b>, que la vertu prendroit sa forme. [...] nostre justice tombant à la mercy de l'injustice : et <b>en l'espace de peu d'années de possession, prenant une essence contraire</b>. [...]                  Quelle bonté est-ce, que je voyois hyer en credit, et demain ne l'estre plus: et que <b>le trajet d'une riviere fait crime ? Quelle verité est-ce que ces montaignes bornent</b>, mensonge au monde qui se tient au delà ? (II, 12, 615-616/578-579)                  さらに、もしわれわれの道徳の規則をわれわれから引き出すとすれば、どれほどの混乱に陥ることだろう。 [...]                  もし人間が実質のある本質的な公正と正義を知っていたら、それをこの国やあの国の習慣などに結びつけることはなかっただろう。徳が形成されるのは、ベルシャ人やインド人の想像からではないだろう。 [...]</p>

を「国家を統治し、管理する（文明化する）術（l'art de gouverner & de policer les Etats）」と定義している（A. Furetière, *Dictionnaire universel*）。他方、リトレの辞書（1877）は、「Qui est fin et adroit, prudent et réservé」「繊細で巧み、慎重で控えめな」という語義を掲載している（É. Littré, *Dictionnaire de la langue française*）。

M. L. ドゥモネによれば、politiqueという語は、アリストテレス『政治学』、『ニコマコス倫理学』の翻訳書のなかで、13世紀に初めて名詞として、14世紀に初めて形容詞として用いられ、ルネサンス期には男性名詞、女性名詞両方の用例があり、国家とその統治に関する学問（science）を意味した。また、宗教戦争後は、策略や謀略などの国家管理の「有益な utile」（honnêteの反意語）術を連想させる「国家理性raison d'Etat」の概念を組み込みむようになったという。宗教的統一よりも国家の平和や利益を優先する集団「ポリティーク派le parti des politiques」のpolitiqueは、まさにその用例であろう。「ポリティーク派」は、サン＝バルテルミの虐殺（1572年）以後に発生。当初は急進派カトリック勢力からの蔑称であった（Marie Luce Demonet, « La politique "nécessaire" de Montaigne », dans *Montaigne politique*, textes réunis par Philippe Desan, Paris, Honoré Champion, 2006, p. 17-37）。

『エセー』におけるpolitiqueの用例は、単数形が12回、複数形が6回。「国家の」「統治の」「政治の」を表す形容詞がほとんどである。すべて中立的な意味で、「策略」のような意味は見つからない。

バスカルでは、『パンセ』のなかのpolitique（単数複数合わせて10回程度使用）は、「政治の」「国家の」「統治の」という形容詞のほか、「政治家」が1例、「政治論」（著作名）が1例。イエズス会について言及する際に、「策略家」「策略」の用例が2例見つかる。『プロヴァンシアル』においては、20以上の用例のほぼすべてが、「策略」「策謀」「奸計」という否定的な意味である。

4) Bernard Croquette, *Pascal et Montaigne, Étude des réminiscences des Essais dans l'œuvre de Pascal*, Genève, Droz, 1974. 次も参照：前田陽一『モンテーニュとバスカルとのキリスト教弁証論』創元社, 1949年；東京創元社, 1989年, 288-294頁。

<p>また、立法家たちは、そのような不変の正義のかわりに、ペルシア人やドイツ人の妄想やきまぐれを模範にすることはなかったであろう。[...]</p> <p>わずかな年月のあいだ維持されれば、根本的な法律も変化する。[...]</p> <p>一本の川によって限界をもうけられるとは、なんとおかしな正義だろうか。ピレネーのこちら側では真理であるものが、その向こう側では誤りとなる。</p>	<p>われわれの正義が不正のなすがままになり、ほんのわずかな歳月ののちに、正反対の本質を帯びるにいたるものだ。[...]</p> <p>昨日まででありがたがられていたのに、明日は見向きもされない善行とはなんだろうか。川の向こうでは罪になる善行とはなんだろうか。あの山の手前では通用するが、その向こうは嘘となるような真理とはなんだろうか。</p>
<p>(03) <b>Le larcin, l'inceste, le meurtre des enfants et des pères</b>, tout a eu sa place entre les actions vertueuses. [...]</p> <p><b>Il y a sans doute des lois naturelles</b>, mais cette belle raison corrompue a tout corrompu.</p> <p><i>Nihil amplius nostrum est, quod nostrum dicimus artis est.</i></p> <p>盗み、近親相姦、子殺し、親殺し、すべてが有徳な行為に数えられたことがある。[...]</p> <p>自然法は確実に存在する。しかし、あのご立派な墮落した理性が、すべてを墮落させてしまった。〈われわれのものなどもはや何もない。われわれが自分のものと呼んでいるのは、人為の産物にすぎない。〉</p>	<p>(04) <b>Le meurtre des enfans, meurtre des peres communication de femmes, traficque de voleries, licence à toutes sortes de voluptez</b> : il n'est rien en somme si extreme qui ne se trouve receu par l'usage de quelque nation.</p> <p><b>Il est croyable qu'il y a des lois naturelles</b> [...] : mais en nous elles sont perdues, <b>ceste belle raison humaine</b> s'ingerant par tout de maistriser et commander, brouillant et confondant le visage des choses, selon sa vanité et inconstance.</p> <p><i>Nihil itaque amplius nostrum est : quod nostrum dico, artis est.</i> (II, 12, 616/580)</p> <p>子殺し、父殺し、不義密通、盗品売買、あらゆる種類の淫蕩など、要するに、どんな極端な行いでも、どこかの国の習慣によって受け入れられているのだ。[...] おそらくは自然法が存在するのだろう。しかしわれわれにおいて、それは失われている。人間のご立派な理性が、支配、命令するためにことごとく口を出し、その空虚さと不定さによって、ものごとの相貌を混乱させ、ねじ曲げるからである。〈それゆえ、われわれのものなどもはや何もない。われわれのものと呼べるものは、人為の産物にすぎない。〉</p>
<p>(05) <b>La coutume fait toute l'équité, par cette seule raison qu'elle est reçue. C'est le fondement mystique de son autorité. Qui la ramènera à son principe l'anéantit.</b></p> <p>習慣は、それが受け入れられているという唯一の理由によって、公正さのすべてを作り出す。これがその権威の神秘的な根拠である。権威を起源にまでさかのぼってみれば、それは消え去ってしまう。</p>	<p>(06) Les loix prennent leur autorité de la possession et de l'usage : <b>il est dangereux de les ramener à leur naissance</b> (II, 12, 619/583)</p> <p>法は保持され使用されることで、権威を帯びる。法の起源を詮索するのは危険である。</p> <p>(07) Or les loix se maintiennent en credit, non par ce qu'elles sont justes, mais <b>par ce qu'elles sont loix. C'est le fondement mystique de leur autorité</b> : elles n'en ont point d'autre. (III, 13, 1119/1072)</p> <p>ところで、法が信用された状態であり続けられるのは、それが正しいからではなく、法であるからである。これがその権威の神秘的な根拠だ。ほかにはいかなる根拠もない。</p>

<p>(08) <b>Qui leur obéit [aux lois] parce qu'elles sont justes, obéit à la justice qu'il imagine</b>, mais non pas à l'essence de la loi. [...] L'art de fronder, bouleverser les États est d'ébranler les coutumes établies en sondant jusque dans leur source pour marquer leur défaut d'autorité et de justice.</p> <p>法が正しいがゆえに従っているという者は、法の本質ではなく、自分が想像する正義に従っているのだ。[...] 国家を攻撃し転覆させる術は、既存の習慣を、その起源にいたるまで調査し、そこに権威と正義とが不在であることを示すことで、それを動揺させることにある。</p>	<p>(09) <b>Quiconque leur obeit [aux loix] par ce qu'elles sont justes, ne leur obeyt pas justement par où il doit.</b></p> <p>(III, 13, 1119/1072)</p> <p>法が正しいという理由で法に従う者は誰でも、正しい根拠に基づいて従っているとは言えない。</p>
<p>(10) C'est pourquoi le plus sage des législateurs disait que pour le bien des hommes <b>il faut souvent les piper</b>. Et un autre bon politique : <b>Cum veritatem qua liberetur ignoret, expedit quod fallatur.</b></p> <p>そういうわけで、立法家のなかでもっとも賢慮において優れた者は、人々の幸福のためにこそ、しばしば彼らをあざむくべしと語った。また別の優れた為政者は、〈救いの真理を知らないときは、だまされているほうが有益だ〉と言った。</p>	<p>(11) Il [= Platon] dit tout destrousseement en sa Republique, que pour le profit des hommes, <b>il est souvent besoin de les piper.</b> (II, 12, 540/512)</p> <p>彼〔プラトン〕は『国家』のなかではっきりと、人間のためにはときにはごまかすことも必要だと言っている。</p> <p>(12) <b>Quum veritatem, qua liberetur, inquirat : credatur ei<sup>5)</sup> expedire, quod fallitur.</b> (II, 12, 565/535)</p> <p>〈救いの真理を探求しているときは、だまされているほうが有益だと信じよう〉</p>

引用01はS94-L60の冒頭部分である。ここでは、人間は普遍的な正義を知ることができないため、各人はいやおうなく自国の習慣に従っているということ、法は時間とともに変化するということが、また、法は国境を越えると一変するということが述べられている。これらはすべて、モンテーニュが引用02で主張する内容である。これら3点の主張に際して、パスカルはモンテーニュの語彙や構文もかなり忠実に取り入れている。

次に引用03と04を見よう。パスカルは、モンテーニュが挙げている例とほとんど同じ例を挙げて、人間のあらゆる行為が（合法であるばかりか）「有徳な行為」とみなされうことを示し、これをもって人間においてかつてあった「自然法」の認識が、今は失われているという見解を導く。パスカルにおいてはその原因が「墮落した」人間の理性にあることが（この語をあえて付記することで）強調されている（« cette belle raison *corrompue* a tout corrompu »）。また、パスカルが引用03の末尾に記しているキケロ『善悪の限界』の一文は、『エッセー』からの孫引きである。

引用05のパスカルの文章は、『エッセー』II, 12からの引用06に相似している。加えてここには、『エッセー』III, 13からの引用07の影響も明らかである。このようにパスカルは、『エッセー』の複数箇所を同時に参照してひとつの断章の執筆に利用することがある。

また、引用08「法が正しいがゆえに従っているという者は、法の本質ではなく、自分が想

5) Pléiadeではetだが、誤植と思われる。正しくはei。

像する正義に従っているのだ (Qui leur obéit parce qu'elles sont justes, obéit à la justice qu'il imagine, mais non pas à l'essence de la loi)」という一文も、『エッセー』III, 13の一節「法が正しいという理由で法に従う者は誰でも、正しい根拠に基づいて従っているとは言えない (Quiconque leur obéit par ce qu'elles sont justes, ne leur obéit pas justement par où il doit)」(引用09)の表現を取り入れている(この、民衆が法のなかに想像上の正義を見いだしているという指摘はパスカルの独自の点である<sup>6)</sup>)。

ただし、実は、引用06に続く部分においてモンテーニュは、「理性に照らしてみる人々 (ces gens qui poisent tout et le ramènent à la raison)」(クリュシッポス、ストア派、ディオゲネスなどの哲学者)の判断と「一般民衆の判断 (les jugements publiques)」とを比較し、前者が後者に反することがあるという事実を指摘し、むしろ一般の人々の信じやすさ、騙されやすさを批判している(その際、礼儀や性道徳に反するふるまいを行う哲学者たちの例を多数挙げている)。また、引用07のあとにも、法の淵源に遡ることの危険性について警告する記述は見当たらない。このように見ると、法の権威の起源の探索がその権威を「無化 (anéantir)」し(引用05)、「国家を攻撃し転覆させる (fronder, bouleverser les États)」(引用08)ことにつながるという指摘は、パスカル独自のものであると言える<sup>7)</sup>。あとで見るように、モンテーニュも国家の秩序の安定の重要性を主張するが、それは、政治改革への疑念を表明する際である (I, 22/23, « De la coutume, et de ne changer aisément une loy receue » ; II, 17, « De la presumption » ; III, 9, « De la vanité » など)。

次の一節でパスカルが「モンテーニュはまちがっている」と断じるのは、おそらくこの点に関わっている。

モンテーニュはまちがっている。習慣は、それが習慣であるからこそ従わなければならない

6) パスカルの政治思想において、想像力が政治社会の成立と発展のために果たす役割について、次を参照。Gérard Ferreyrolles, *Pascal et la raison du politique, op.cit.*, p. 94-130 (« Le pouvoir est en somme désiré par la concupiscence, obtenu par la force et perpétué par l'imagination : trois fées maléfiques à se pencher sur le destin de la cité humaine » [p. 98]). 次の最近の論考も参照。Christophe Litwin, « Le vulgaire ou le peuple ? », *Montaigne Studies. An Interdisciplinary Forum*, n° 33, 2021, « Montaigne et Pascal », p. 99-120 とくに p. 112-116.

7) モンテーニュは、I, 22/23「習慣について。また、既存の法律を容易に改めてはならないこと」でも次のように述べ、習慣の根拠を探索することによってその曖昧さが判明することを指摘しているが、ここでもこの試みが「国家を転覆させる」危険性と結びつけられるまでには至らない。

「かつて私は、ある規則の重要性を示そうとした。われわれのまわりのはるか遠くまで確固たる権威をもって通用している規則だ。だが、それをいつものように法律や慣例だけをもとにして確認するのではなく、その起源が見つかるまでどこまでも遡って探索してみたところ、その根拠があまりにも脆弱であることがわかり、他人に対してその正当性を確認するつもりだった私が、あきれ返らずにはいられなかった。」(I, 22/23, « De la coutume, et de ne changer aisément une loy receue », 120/116-117)

「たしかに貞節は美德であり、それが有益であることはよく知られているが、これを自然に基づいて説明し正当化するのは厄介だ。習慣や法律や掟に基づいて正当化するほうが易しい。貞節の根本的かつ普遍的な理由を探究するのは難しい。それゆえわれわれの先生方は、その表面をかすめてやりすごすか、手で触れてみることもせず、はなから習慣という安息地に身をゆだね、そこで安易に得意になり勝ち誇るのだ。他方、その根源から決して離れまいとする人々の誤りももっと深刻であり、野蛮な考えに陥ってしまう。その例がクリュシッポスだ。彼は著作の多くの箇所、いかなる形の近親相姦もならぬ問題はないと記した。習慣のもつあの横暴な先入観から逃れようとする者は、気づくことだろう。世に断固として疑問なしに受け入れられているさまざまなことがらを保証しているのは、それに付随する慣例の白くなった髭と皺でしかない、と。」(I, 22/23, 120-121/117)

いのであって、それが合理的だからでも、正義だからでもない。[このことは、モンテーニュの言う通りだ<sup>8)</sup>]。だが、民衆が習慣に従っているのは、ただそれが正義だと信じているという理由による。さもなければ、彼らはいかにそれが習慣だとしても、もはや従わないだろう。なぜなら、人は理性か正義のいずれかにしか服従したいと望まないからだ。[...]だからこそ彼らは法や習慣に服従しているのだが、それらが無価値であることが示されたとともに、彼らは反乱を起こすだろう。(S454-L525)

パスカルが考えるモンテーニュの誤りは、モンテーニュが「法が正しいという理由で法に従う者は誰でも、正しい根拠に基づいて従っているとは言えない」(引用09)という言葉で、法は正義であると勘違いして従っている者を非難しているように見える点にある(S454-L525の第二文「習慣は、それが習慣であるからこそ従わなければならないのであって、それが合理的だからでも、正義だからでもない」は、モンテーニュの認識を敷衍した文であり、パスカルのモンテーニュへの反論ではないと考えられる)。パスカルはむしろ、法や習慣が正義であるという幻想を肯定的に評価している。なぜか。それは、民衆はまさにそのような錯誤のもとに法を遵守し、権力に服従しているものであり、そのような民衆の錯誤が錯誤であると露見したとともに、民衆は「反乱を起こす」だろうからである。

パスカルは、「悪のうちで最大のものは内戦」(S128-L94)であり、「最高善」は「平和」である(S116-L81)と考えている。それゆえ彼にとって、民衆の反乱は、政治が避けなければならない最悪の事態である<sup>9)</sup>。パスカルは、S124-L94で、貴族による国家の支配体制に正義を認めて服従する民衆の考えを誤りであると暴露する者を「未熟な知者 (les demi-habiles)」, そのような民衆の姿勢を「裏の考え (la pensée de derrière)」によって是認する者を「知者 (les habiles)」と位置づけ、後者のふるまいを市民として模範的であると評価している<sup>10)</sup>。

上に引いたS454-L525でパスカルがモンテーニュを批判するのは、モンテーニュが、法の恣意性を暴露するだけで、その暴露するという行為がもたらす悪弊を自覚していないように見えるからだ。その意味で、L. ティルアンが指摘するとおり、モンテーニュはまさにパスカルの言う「未熟な知者」にとどまるのである<sup>11)</sup>。パスカルはその弊害を自覚し、民衆を無知の状態にとどめることでその反乱を予防し、国家の秩序への侵害を防止することの必要性に言及している。

8) 引用者の付記。FS, p. 1081, n. 7も参照。

9) この認識自体はモンテーニュも共有している。「内戦は、各人が自宅で見張りに立たねばならないという点で、他の戦争より悲惨である。」(III, 9, « De la vanité », 1015/ 971)

10) この考えの源泉のひとつはモンテーニュの下記の一節にあると推測される。モンテーニュはここで、習慣の無根拠さ、衣服の装飾や形の無意味さを指摘した上で、それでもなおそれを受け入れるべきであると主張している。「以上の考察は、知者が一般の人々の行いに倣うのをやめる原因にはならない。反対に、通例から外れた特別な格好は、真の理性からではなく、むしろ愚かさや大仰な気取りから生じるように思われる。それゆえ、賢者は魂を大衆から離して自分の内部に引き込み、ものごとを自由に判断する力をゆったりと保たなければならないが、外面は、広く受け入れられている方式に完全に倣うべきだと思われる。」(I, 22/23, 122/118)

11) Laurent Thirouin, « Montaigne, "demi-habile" ? Fonction du recours à Montaigne dans les *Pensées* », dans *Pascal ou le défaut de la méthode. Lecture des Pensées selon leur ordre*, Paris, Honoré Champion, 2015, p. 157-175.

ただ、奇妙なのは、実はモンテーニュも、II, 12「レーモン・スポンの弁護」のなかで、民衆の不満や反乱を避け、国家の秩序を保持するために、民衆が迷信や嘘を信じたままにしておくことの利点について示唆しているということだ（引用11）。しかもこの箇所の一部の表現を、パスカルはS94-L60でそのまま採録している（引用10）。さらに、パスカルはその直後で、「救いの真理を探求しているときは、だまされているほうが有益だと信じよう」という意味の、アウグスティヌスに由来するラテン語の一文を、II, 12の別の箇所から（少し変更して）孫引きしてもある（引用12）。パスカルはモンテーニュのこの功績を、なぜ無視したのだろうか。パスカルの主張はモンテーニュの主張と矛盾しないと思われる<sup>12)</sup>。パスカルは、モンテーニュからの多大な影響を小さく見せようとしたのではないか。ポール＝ロワイヤル版『パンセ』は、「Montaigne a tort」（モンテーニュはまちがっている）を「Montaigne a raison」（モンテーニュは正しい）と書きかえている<sup>13)</sup>。

## 2. 現体制への服従と改革の弊害

法や国家の現政体には本質的な正義がそなわっていないという認識から、一見すると逆説的に思えるのだが、モンテーニュとパスカルは、むしろ政治的な保守主義を標榜している。次にこの点について見よう。

### モンテーニュ

モンテーニュは次で、現在の統治者に不満があっても服従しなければならないこと、古来の法には従わねばならないことを告げている。その上で、「善良な支配者よりも、悪い支配者に従うほうが、称賛に値するかもしれない」とまで述べている。

人は幸せな往時を懐かしむことはできるが、現在時を逃れることはできない。同じように、ほかの支配者を望むことはできても、今の支配者に従わねばならない。それに、善良な支配者よりも、悪い支配者に従うほうが、称賛に値するかもしれない。この王国の古来の法がどこかの場所で輝き続けるかぎり、私はそこに身を落ち着けるだろう。（III, 9, « De la vanité », 1040/994）

12) 次を参照：Christophe Litwin, « Le vulgaire ou le peuple ? », art. cit., p. 109-112. 前田陽一もS454-L525におけるパスカルのモンテーニュ批判について考察し、パスカルが人間的正義の表面上の不合理を説明する「現象の理由」を見通したのに対し、モンテーニュはそれを見抜けなかったからだと論じている。この点について異論はないが、前田はパスカルの「人々の幸福のためにこそ、しばしば彼らをあざむくべし」という主張がモンテーニュから影響を受けている点（本論の引用10と引用11, 12の類似）について言及していない。前田陽一、前掲書、298-306頁を参照。

13) 電子版『パンセ』の次のページを参照。http://www.penseesdepascal.fr/XXIII/P-R-XXIII2.php  
次も参照：Gilles Olivo, « 'Montaigne a tort' : le droit coutumier et la loi », *Montaigne Studies. An Interdisciplinary Forum*, n° 33, 2021, « Montaigne et Pascal », p. 121-146 とりわけ p. 121-124.

この考えには、アウグスティヌスからの影響が認められる。アウグスティヌスは『神の国』で、人間社会における不平等を人間の犯した原罪（神との契約を破ったこと）に対する罰とみなし、人間社会の平和を維持するために、いかに非道な君主にも服従すべきであり、それが神から与えられた試練だと説いた<sup>14)</sup>。この場合、悪逆な統治者に耐えることが、より神意にかなうことになる。この点についてはのちにあらためて検討する。

モンテーニュはこうして、政治改革そのもの、現行の政治への異議申し立てに対して慎重な姿勢を表明する。

改革ほど国家を侵害するものはない。変化は、それだけで不正と圧政を生じさせる。何らかの部品が外れたときは、それを補強することはできる。何ごとも自然に変質したり腐敗したりするものだが、これによってわれわれが本来の原初の状態からあまり遠ざかりすぎるのに対して、抵抗することはできる。だが、かくも巨大な塊をすべて鑄造し直したり、かくも大きな建物の基礎を取り替えようとするのは、絵の汚れを取り除こうとして全部消してしまう人、一部の欠点を修正しようとしてすべてを台なしにしてしまう人、病人を治療しようとして死なせてしまう人、〈国家を改良するよりは破壊するのを望む人〉の行いに等しい。(III, 9, 1002/958)

上でモンテーニュは、国家の改革を行おうとすると、たとえ悪い部分は改良されたとしても、そのことによって予想外の障害が現れたり、その改革にともなう変化の過程で不正や暴政が行われたりする可能性があること、また、その大きな変化そのものが混乱を生じさせたり、これまでの体制のなかで維持すべきだったよい部分まで失わせる可能性もある、と指摘している。改革によって別の悪弊が生じることは必至である以上、現行の体制を可能なかぎり保つのがよい、ということだ<sup>15)</sup>。なお、ここでは、国家を人間の身体に、その不調を病気にたとえる伝統的な暗喩が取り入れられている。

モンテーニュの保守的な姿勢は、宗教についても同様である。次の一節では、宗教改革への

14) 「したがって、奴隷の状態の第一の原因は罪であって、その結果、人間はその境位の拘束を受けて人間に服従せられるのである。これはいかなる不正もない神のさばきによってのみおこるのであって、神は罪を犯したもののその値にしたがって異なる罰を割り当てることを知っておられる。わたしたちの上には主がいらっしゃるように、「すべて罪を犯すものは罪の奴隷である」[ヨハネ8:34]。だからして、多くの信仰をもつ人びとが不正な主人に仕えているけれども、自由な主人に仕えているわけではない。「人は征服されたとき、征服者の奴隷となって仕えるからである」[ペテロの手紙II 2:19]。この支配しようとする欲情は、死すべき人間の心を苛酷な支配力によって荒廃させるからには、他のことには触れないとしても、すくなくとも人間に仕えるほうが欲情に仕えるよりは幸いである。しかしながら、ある人びとが他の人間に従わせられるかの平和の秩序においては、謙遜（フミリタス）が仕える者たちにとって益するものであるように、高慢（スベルビア）が支配する者たちにとって害を加えるものとなる。しかし、神がはじめに人間をおつくりになったときの本性においては、だれも人間や罪の奴隷ではないのである。」(アウグスティヌス『神の国』岩波文庫、XIX, 15, 五七三頁)

15) もっとも、モンテーニュは、国家の既存の法や政体への盲従を勧めているわけではなく、ときには改革の必要性を語り、悪法や暴君に対して良心と理性による批判の必要性を説いてもいるが（III, 1, « De l'utile et de l'honneste » ; III, 10, « De mesnager sa volonté »）、これについては機会をあらためて論じることにする。

嫌悪があらわに示されている。

私は、改革がどんな顔をしていても嫌悪する。それには言い分がある。きわめて有害な結果を多く目にしてきたからだ。かくも長い年月にわたってわれわれを苛んでいる改革〔宗教改革〕は、まだ終局には至っていないが、こう言ってもよいように思われる。すなわち、「改革はその副産物として、すべてを作り、生み出してきた。悪や荒廃でさえも。その悪弊は、それ以後改革とは無関係に、あるいは改革に抗して発展してきた」と。改革こそみずからを責めなければならない。(I, 22/23, 123/119)

モンテーニュは、改革派の主張の是非については問題にしていない。彼らの主張がいかにも正しく、いかに誠実なものであっても、それが引き起こした結果からすると、告発せずにはいられない、ということである。動機は結果を正当化しない。モンテーニュは、「いかによい意図であっても、それが過激になった場合は、人間をきわめて不徳な行為に駆り立てる」と観察している (II, 19, « De la liberté de la conscience », 706/668)。

モンテーニュにおいて興味深いのは、一方的にプロテスタントだけを糾弾しているのではない点である。

だが、改革の創始者〔プロテスタント〕がより有害だとしても、その模倣者〔カトリック〕は、先例の恐ろしさと弊害を実感し、それを罰しながらも、なおそれに進んで従おうとするだけに、より悪辣である。また、悪行にも上下の階級があるとすれば、この改革を創始した功績と最初に試みた勇気によって、後者は前者に劣るだろう。(I, 22/23, 124/119-120)

ここで彼は、プロテスタントによる改革の弊害を知りながら、それを非難し、それに呼応するように相手との差異を強調し、対立を激化させていった責任をカトリック側に帰し、カトリック側の不徳がより大きいと述べている。ただ、この引用の後半では、最初に改革を思いついた点で、プロテスタントの悪行がより名誉に値すると主張することで、皮肉を交えてプロテスタントの罪の大きさを伝えている。要するに、プロテスタントもカトリックも、内戦を引き起こした責務は同等に重いと考えているのだ。モンテーニュは、みずからの信心の内容からしても、王権に対する忠誠心からも、自分をローマ・カトリック教徒であると宣言しているが、そのような党派性による身内鬮頂を放棄し、ここでは国家の秩序の混乱を招いた罪を、両派に同等に認めているのである。ここには、宗教の大義よりも国家の平和を重視する「ポリティーク」派の思想の特徴が現れている（これに対してパスカルは、国家秩序の保持の観点から王権への反抗は戒めるが、宗教の教義に関しては、少しの異論も容赦しない）。

同様に、モンテーニュは、背教者として知られるユリアヌス帝を「偉大で稀有な人物」とし

て評価している。その評価の理由のひとつは、ユリアヌスが信仰の自由を宣言し、さまざまな宗派を互いに競合させることで、最有力で残酷なふるまいをくり返すキリスト教徒の勢力を相対的に弱めようとしたことにある (II, 19)。この点にも、モンテーニュが過激な宗教的熱情をむしろ危険視していることがうかがえるだろう<sup>16)</sup>。

## パスカル

すでに見たように、モンテーニュにおいてと同様、パスカルにおいても、法や政治体制に本質的な正当性が不在であることと、民衆がそれに服従すべきであることは矛盾しない。それどころか、いかに横暴な支配者にも忍従することが、民衆の守るべき道徳である<sup>17)</sup>。ただし、この点で、モンテーニュの文章を直接の源泉とするパスカルの文章は見当たらない。パスカルはモンテーニュの思想を共有し、それを独自の表現によって伝えている。次では、キリスト教徒は、不合理な習慣（ここでは、教会内に裕福な者のために特等席を設ける習慣）にも従うべきことが述べられている。

真のキリスト者は、それでも愚かさに従う。愚かさを敬うからではなく、神が人間を罰するために、愚かさに服するように命じたからだ。〈すべての被造物は虚無に服している。いつか解放されるだろう。〉[パウロ「ローマの信徒への手紙」8:20-21] (S48-L14)

パスカルは、現行の支配体制の不公正さを訴えて民衆を煽動する「未熟な知者」のみならず、宗教的熱情に駆られて地上の王国に神の国の理想をもちこもうとする「知識よりも熱情にまざる篤信家 (les dévots, qui ont plus de zèle que de science)」(S124-L90) に対しても批判の目を向ける。ここには、宗教改革者に対して国家に混乱をもちこんだ罪を非難したモンテーニュに通じる認識が認められる。もっとも、パスカルには、モンテーニュほど直接的に政治改革に対して否定的な記述は見当たらない。パスカルはむしろ、改革の悪弊よりは、現状維持の（消極的）利点を説く傾向がある。

下記の断章は、次のことを告げている。王の世襲制によって愚か者が王になる可能性があるが、さりとて世襲制を排して毎回能力によって王を決めるとすると、そのつどその能力の高さの判断をめぐる争いが生じ、それが内戦にまで発展する可能性がある。その悪弊を考えれば、無能な王を耐えるほうがまだ（しかも、その王が無能でない可能性もある）、と。

16) マイケル・A・スクリーチ『モンテーニュとメランコリー』荒木昭太郎訳、みすず書房、1996年、「宗教的な熱意」133-138頁参照。

17) 次の論文は、モンテーニュとパスカルのこの立場が、民衆の「自発的隷従」を批判するラ・ボエシと正反対であることを指摘している。Christophe Litwin, « Le vulgaire ou le peuple ? », art. cit. 次を参照：エティエンヌ・ド・ラ・ボエシ『自発的隷従論』西谷修監修、山上浩副訳、ちくま学芸文庫、2013年。

悪のうちで最大のものは内戦である。

功績に応じて報いようとするれば、内戦は必至である。だれもが自分には功績があると言うだろうからである。生来の権利によって後継ぎとなるひとりの愚か者がもたらす恐れのある害悪など、それにくらべれば大したことはないし、確実なものでもない。(S128-L94)

また、下の一節の趣旨は、次のとおりである。船頭を家柄によって決めたりはしないのに、王妃の長男を自動的に次の王とすることほど不合理なことはない。だが、もっとも有能な人物を選ぼうとすると、たちまち喧嘩が生じる。それよりは、王の資質の有無は問わずに、争いが生じない方法で王を決するほうがましだ。

世の中で最も不合理なことがらも、人間が無軌道なばかりに、最も理にかなったものになる。国家の統治者として王妃の長男を選ぶことほど、不合理なことはあるだろうか。最も家柄のよい乗客を船頭として選んだりはしないのに。そんな法は愚かで不正だろう。だが、今も未来も愚かで不正のままであるからこそ、その法は合理的で正義となる。そもそも、いったい誰を選べばよいのか。最も有徳で有能な者か。その場合、たちまち喧嘩になる。誰もが自分こそ最も有徳で有能であると言い張るからだ。だから、統治者の資質を、異議のないものに結びつけよう。王の長男だ。それだとはっきりしている。異論は生じない。これ以上合理的なことはない。内戦は最大の悪だからだ。(S786-L977)

上記二つの断章は、いずれも、①現行の支配体制（王政、世襲制）の理不尽さを指摘した上で、②その体制を変革することによる弊害が上回ることを説いている。このような論法は、モンテーニュのように改革の悪弊を正面から論じるより、皮肉が効いていて、聞き手により強い印象を与えるように思える<sup>18)</sup>。

なお、パスカルは、現今の秩序が乱されないようにするために、国家が「力」すなわち武力や暴力をもって支配することを容認する思想を表明している<sup>19)</sup>。これはモンテーニュには見られない、パスカルにおいてきわめて独自の点である。この点については、別の機会に検討しよう。

18) 次の断章は、「貴顕」すなわち高位高官の人々に対する「尊敬」を「不快（面倒）を耐える」ことと定義した上で、その行為を「とても正しい」と肯定している。意表をつく主張だが、この断章にも、上で確認したのと同様の論理が認められる。「尊敬とは〈不快に耐えよ (Incommodez-vous)〉ということだ。／これは空しいように見えて、実はとても正しい。なぜなら、それはこういう意味だからだ。〈あなたが必要とおっしゃるなら、私は喜んで不快に耐えましょう。そもそも、あなたのお役に立つかどうかは別にして、不快に耐えているのですから〉と。ましてや、尊敬は、貴顕を区別するためにある。もし尊敬が、安楽椅子に座ることだとしたら、誰でも人を尊敬するようになり、身分の区別などなくなってしまふだろう。不快に耐えるからこそ、うまく区別が生じるのだ。」(S115-L80)

19) 「できることなら、人は力を正義の下に置いたことだろう。だが、正義は精神的な属性なので、好きなように操ることができのに対して、力は手で触れられる属性なので、思いどおりに扱えない。それゆえ、人は正義を力の下に置き、力が遵守させているものを正義と呼んでいるのである。／それゆえに、剣の権威 (le droit de l'épée) が生じる。剣が真の権威を与えるのである。」(S119-L85)

### 3. 神学による正当化

これまでに見たように、モンテーニュとバスケルに共通する思想の要点は、次のとおりである。すなわち、国家の法や支配体制はいかなる正義をも体现していないばかりか、それが立法者の恣意による不正に基づいている場合もあること、にもかかわらず、民衆はそのような掟に反抗すべきではなく、また為政者はむしろ頻繁なもしくは大掛かりな政治改革を慎むべきこと、である。最後に、そのような現今の国家体制への服従の思想が、モンテーニュとバスケルの両者において、聖書に基づく伝統的な神学思想によって正当化されていることを確認しておきたい。

#### モンテーニュ

モンテーニュは次で、キリスト教が「支配者 (Magistrat) に対する服従」と「国家秩序 (polices) の維持」を勧告している点を讃えている。

キリスト教は、究極の正義と有用性のあらゆるしるしをそなえているが、なかでも、支配者に対する服従と国家秩序の維持を厳格に勧告している点は最も明白な特徴だ。神の叡智は、それに関して、なんと素晴らしい模範をわれわれに与えてくれたことか。人類の救済を確立し、死と罪に対する輝かしい勝利を実現する際にも、現世の政治的秩序を犠牲にすることはなかったのだから。また、人類の発展と、かくも崇高で尊い目的の遂行よりも、盲目で不正なわれわれの規律や習慣を尊重したのだから。そしてまた、みずからの愛する選ばれし者たちの無垢な血が流れるにまかせ、この無限の価値をもつ果実 [人類の救済のこと] が熟すまでに空費された果てしなく長い時間を耐えたのである。(I, 22/23, 124-125/120-121)

難解な文章だが、読み解いてみよう。キリスト教は、「盲目で不正な」国家秩序をあえて尊重し、信者に対して国家の法への服従を命じることで、人類の救済——肉体の死後の霊的な救済のこと——を実現してきた、という。モンテーニュは、神の目から見ていかなる正義もそなえていない地上の国家に従って生きることが、宗教的な救済の条件であるという教えに、不条理ではなく高い合理性——「神の叡智 (la sagesse divine)」——を認めているのである。それは、いかに不公正な法や未熟な支配者でも、それによって統治されるほうが、それに対する民衆の反乱から生じる無秩序よりも弊害が少ないという認識による。そのため宗教は、国家による弾圧や搾取に苦しむ人々には、そのような苦しみへの忍耐そのものが神から与えられた試練であり、その試練を経ることが救済への道であると教えた。臣民は、よき君主の到来を期待しながら、暴政を耐えしのばなければならないのである。

この考えの根本には、マタイによる福音書の「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しな

さい<sup>20)</sup>』というイエスの言葉がある(22:21)。この句は一般に、神への服従と国家への服従は相互に矛盾するものではなく、むしろ両立させなければならないという意味に理解され、政教分離の理念の起源とみなされることもある。また、パウロの「ローマの信徒への手紙」には、「人は皆、上に立つ権力に従うべきです。神によらない権力はなく、今ある権力はすべて神によって立てられたものだからです。従って、権力に逆らう者は、神の定めにく背くことになり、背く者は自分の身に裁きを招くこととなります」(13:1-2)とあり、地上の権力が神の意志に由来していることが明示されている<sup>21)</sup>。もっとも、同じ「ローマの信徒への手紙」の続く部分に、「権力はいたずらに剣を帯びているわけではなく、神に仕える者として、悪を行う者に怒りをもって報いるからです」という一節(13:4)があるが、権力者にいわゆる「剣の権威 (le droit de l'épée)」を明示的に認める文章は、モンテーニュには見つからない(先述のように、パスカルは『パンセ』でこの点を詳しく発展させている)。

なお、さらにその続きの「だから、怒りが恐ろしいからだけではなく、良心のためにも、これに従うべきです」(13:5)という箇所は、16世紀後半において、かえって王権に対する抵抗権を主張する根拠とされた(1572年のサン=バルテルミの虐殺以後のユグノーによる暴君討伐論など)。権威者の命令は神の命令であるはずだが、その権威者が神の命令に敵対しているように思える場合、すなわち、権威者の命令と個人の良心が対立する場合、いずれに従うのかという問題が生じるからだ<sup>22)</sup>。聖書の同じ箇所が、王権を主権として確立する論と、それに抵抗する論の双方の根拠として用いられたのである。

## パスカル

教義を根拠に国家秩序への絶対的服従を明確に命じる記述は、『パンセ』にはほとんど見つからない。わずかに、上で引いたS48-L14の「神が人間を罰するために、愚かさに服するように命じた」にうかがえる程度である。この「愚かさ (folies)」は、ときに不合理に見える社会秩序のことである。また、この神の懲罰という観点は、モンテーニュには認められない。

一方、『プロヴァンシアル』「第14の手紙」の次の一節は、教義に則した内容を明示している(この「手紙」は、名誉のための殺人を許容する説をとなえるイエズス会士に抗して、世俗の法に服従することの必要性を説いている)。ここでは、地上の権力者に神の権能が反映しているこ

20) 聖書協会共同訳。以下同じ。

21) ベトロの手紙一2:13-18も参照。善王のみならず、暴君にさえも服従すべきことが説かれている。

22) テオドール・ド・ベーズ『為政者の臣下に対する権利』(1574)：為政者の不敬虔あるいは不正な命令に対しては、「人に従うよりも神に従うべし」とその抵抗を正当化する。宇羽野明子『政治的寛容』有斐閣、2014年、2-12頁を参照。モンテーニュ自身も、この問題の困難さについて意識している。「われわれはどれほどおぞましい厚かましきをもって、神に関する教説を勝手に操っていることか。また、この国家の嵐のような混乱のさなかで運命がわれわれの立場を転変させるたびに、われわれはどれほど敬虔の念を欠いたまま、その教説を拒絶したり支持したりしたことか。〈臣下は宗教を守るために、君主に反抗し武器を向けることは許されるか〉という、かくも厳肅な命題が、昨年誰の口から発せられたかを思い出すがよい。その命題の肯定が一方の党派の支えとなり、その否定が他方の党派の支えとなったのだ」(II, 12, 463/443)。

と、したがって、不法な為政者にも敬意を捧げ服従しなければならないことが、モンテーニュにおけるよりもはっきりと示されている。

教会の精神は、そのような物騒な規律 [相手の不正を理由に殺人を許容する掟] とはまったくかけ離れています。そんな規律は、民衆が生来かたむきやすい暴動へと道を開くものです。教会はつねにわが子たちに対して、[...] いかにも不正であっても、支配者や上位者に従うべきこと、を教えてきました。それは、いつでも彼らのなかに、われわれの上に彼らを置かれた神の権威を見て、敬わなければならないからです。(14<sup>e</sup> Provinciale, FS, p. 511)

また、ジルベルト・ペリエは『パスカル氏の生涯』のなかで、生前の弟が神と国家の関係について抱いていた信念を詳しく報告している。

それゆえ、弟は国王への奉仕にかくも熱心で、パリの騒乱の際には誰にも反発していた。彼は、反乱を許容するためにもちだす理由のすべてを口実と呼んでいた。彼はこう言っていた。ヴェネツィアのように共和国として確立した国家においては、王を擁立したり、神から人々に与えられた自由を抑圧したりするのに貢献するのはきわめて大きな悪だが、王権が確立した国家にあっては、王に向けられる敬意を侵すのは一種の瀆神にほかならない、と。なぜなら、神の権能は王権に結びついていて、しかも王権は神の権能の単なる像ではなく、そこに神の権能が参与しているのであって、王権への反発は、神の秩序への明白な反逆にほかならないからである、と。そして、こうも言っていた。その結果として生じる内戦は、隣人愛に対して犯される最悪の罪であり、その過ちの大きさはどれほど強調しても足りない、と。また、初期のキリスト教徒からのわれわれへの教訓は、君主が義務を正しく果たさないときに行うべきは抵抗ではなく忍耐である、と。(Gilberte Périer, *La Vie de Monsieur Pascal*, 2<sup>e</sup> version, MES, I, p. 633-634)

上のおおり、ジルベルトによれば、パスカルは、自国の既存の政体を改変しようするのは罪であること、王権が神の力の「像 (image)」でありかつ「参与 (participation)」でもあること、王権への反逆は「神の秩序 (ordre de Dieu)」への抵抗であること、内戦こそが隣人愛に対する最大の罪であること、不法な君主にも「忍耐 (patience)」をもって服従すべきことを、くり返し口にしていたという。いずれも、モンテーニュとほぼ一致した認識であると言える<sup>23)</sup>。なお、『エッセー』I, 27/28「友愛について」のなかに、モンテーニュの親友ラ・ボエシは、故郷のサルラよりも共和国のヴェネツィアに生まれることを望みながら、実際には「自分が生まれた国の

23) パスカルが政教分離の原則を尊重する姿勢について、次を参照。G. Ferreyrolles, *Pascal et la raison du politique*, op. cit., Ch. V « L'Église et l'État », p. 203-248.

法律にはきわめて敬虔に服従するという戒律を厳しく守った」という一節がある (I, 27/28, « De l'amitié », 201/194)。上でジルベルトが紹介しているパスカルのヴェネツィアへの言及は、この箇所を意識したものである可能性もあるだろう。

パスカルのこのような思想はしかし、モンテーニュ由来というよりは、アウグスティヌスに由来すると考えられる。Ph. セリエはそのことを精緻に検証している<sup>24)</sup>。そして、王権を神意の反映とみなし服従すべしとの思想は、アウグスティヌス主義を標榜するポール＝ロワイヤルで共有されていた。ラシーヌは、『ポール＝ロワイヤル史抄』のなかで次のように証言している。

彼 [当時司教補佐であったレ枢機卿] も、そしてそれ以後は誰一人として、次のことを知らずにはいなかった。すなわち、ポール＝ロワイヤルの教えによれば、どんな場合でも、臣下は法が定める自身の主君に対して意図的に反抗してはならないこと、また、仮に臣下が不当に迫害されていたとしても、彼はその迫害に耐えなければならず、その裁きを神にしか願ひ出てはならないことである。なぜなら、王におのれの行動の釈明をさせる権限をもつのは神だけだからだ。このことは、ポール＝ロワイヤルでいつも教えられていた。  
(Racine, *Abrégé de l'histoire de Port-Royal*, éd. Jean Lesaulnier, Première Partie, p. 162)

Ph. セリエも言うように、悪法、暴君への服従の肯定は、パスカルの根本的なペシミズムを示している<sup>25)</sup>。パスカルによれば、地上の国家は邪欲で満ちているが、にもかかわらず「秩序」は発生しうるのであって、それを維持するのが君主の務めである。何よりも避けなければならないのは、内戦である。アウグスティヌスとパスカルは、この「秩序」が神の摂理によるもので、そのような不完全な国家にも神の意志が反映していると考ええる。臣民は、よき君主の到来を期待しながら、暴君を耐え忍ばなければならないのである。

\*

本論で示したのは、次の三点である。

1) 法の無根拠性、法の不定さ、人間における自然法の認識の喪失、という命題に関して、パスカルはモンテーニュの論や表現をきわめて忠実に借用している。法の無根拠性を民衆に知らせることの危険性について、パスカルはそれを、民衆の国家権力への反乱、ひいては、国家の秩序の崩壊の可能性に結びつけて、より深刻に受け止めている。モンテーニュも、国家の秩序の保持の重要性については強く認識しているが、後述のとおり、彼はそれを国家の政治改革

24) Philippe Sellier, *Pascal et saint Augustin*, Paris, Armand Colin, 1970 ; Paris, Albin Michel, « L'Évolution de l'Humanité », 1995 : III. La politique ou « l'ordre de la concupiscence », p. 197-227.

25) *Ibid.*, p. 197-205.

を忌避すべき理由として語る。

2) モンテーニュとパスカルはいずれも、法の改変や政治の改革にきわめて慎重な態度を示している。現体制からの変化の過程で生じる混乱や、改革後に現れる予想不可能な弊害を恐れるからだ。ただ、モンテーニュが改革への嫌悪を直截に語るのに対して、パスカルは現体制の理不尽さを指摘しながらも、そこに隠れた合理性を明るみに出すことで、改革の愚を間接的に示唆している。なお、パスカルにおいて顕著な、権力が「力」によって服従を強いることを正当化する思想は、モンテーニュには認められない。

3) キリスト教徒も地上の政治権力に服従すべしとの聖書の教えは、モンテーニュにもパスカルにも明確に意識されている。モンテーニュは、国家の安定と死後の救済への希求を両立させるこの教えこそが、神の叡智の極致であると評価した。パスカルは、アウグスティヌスに由来し、ポール＝ロワイヤルがとりわけ尊重したこの教義を終生信奉し、神の国の地上での実現を目指す「篤信派 (dévots)」に対抗する現実的で冷静な政治観の基盤とした。ただし、その教義を『パンセ』のなかで明示的に取り入れようとした形跡は見当たらない。

上記第一点については、パスカルからモンテーニュへの影響はきわめて顕著であるが、彼はあえて「モンテーニュはまちがっている」と記し、先人からの距離を強調しようとしている。第二点については、前者から後者への影響関係は明白であるが、表現や論述の形式において後者に大きな独自性が認められる。第三点については、両者において思想は相似しているが、両者のテキスト間に直接の影響関係は認められない。

政治思想に関して、モンテーニュとパスカルで共通する点はほかにもある。政治における悪徳の許容、君主に対する面従腹背、理想の君主像、などである。これらの点について、今後も『エッセー』と、『パンセ』のみならずパスカルの他の著作、とりわけ『大貴族の身分に関する講話』との詳しい比較対象を通じて検討していきたい。

## 引用凡例

- ・パスカルおよびモンテーニュの作品からの引用は下記の版から行う。

Pascal, *Les Provinciales, Pensées et opuscules divers*, textes édités par Gérard Ferreyolles et Philippe Sellier, Paris, Librairie Générale Française, « La Pochothèque », 2004 [略号 FS].

Pascal, *Œuvres complètes*, tomes I-IV, éd. Jean Mesnard, Paris, Desclée de Brouwer, 1964-1992 [略号 MES].

Montaigne, *Essais*, édition établie par Jean Balsamo, Michel Magnien et Catherine Magnien-Simonin, Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 2007.

- ・『パンセ』のテキストはFSに従い、本版における断章番号（記号S）とラフユマ版の断章番号（記号L）を並記する。また、長い断章の場合、FSにおける頁番号も記す。

- ・『エッセー』のテキストは上記Pléiade版に従い、本版の頁番号の後に Villey-Saulnier 版 (Paris, PUF, 1965, 1992) の頁番号を記す。両版で章番号が異なる場合は両方を示す。章題は初出時にのみ原語で示す。
- ・引用文中のイタリック (訳文中の傍点) による強調は、すべて引用者による。

## 参考文献

- アウグスティヌス『神の国』服部英次郎・藤木雄三訳、岩波文庫、5冊、1982-1991年。
- CROQUETTE, Bernard, *Pascal et Montaigne, Étude des réminiscences des Essais dans l'œuvre de Pascal*, Genève, Droz, 1974.
- DEMONET, Marie Luce, « La politique "nécessaire" de Montaigne », dans *Montaigne politique*, Actes du colloque international tenu à University of Chicago (Paris) les 29 et 30 avril 2005, réunis par Philippe Desan, Paris, Honoré Champion, « Colloques, congrès et conférences sur la Renaissance européenne », 2006, p. 17-37.
- Dictionnaire de Michel de Montaigne*, sous la direction de Ph. Desan, Paris, Champion, 2004, articles « Politique », « Loi », « État ».
- FERREYROLLES, Gérard, *Pascal et la raison du politique*, Paris, PUF, 1984.
- KUBOTA, Takeshi, *Montaigne lecteur de la Cité de Dieu d'Augustin*, Paris, Honoré Champion, « Bibliothèque littéraire de la Renaissance », 2019.
- エティエンヌ・ド・ラ・ボエシ『自発的隷従論』西谷修監修、山上浩嗣訳、ちくま学芸文庫、2013年。
- LITWIN, Christophe, « Le vulgaire ou le peuple ? », *Montaigne Studies. An Interdisciplinary Forum*, n° 33, 2021, « Montaigne et Pascal », p. 99-120.
- 前田陽一『モンテーニュとパスカルとのキリスト教弁証論』創元社、1949年；東京創元社、1989年。
- OLIVO, Gilles, « "Montaigne a tort" : le droit coutumier et la loi », *Montaigne Studies. An Interdisciplinary Forum*, n° 33, 2021, « Montaigne et Pascal », p. 121-146.
- RACINE, Jean, *Abrégé de l'histoire de Port-Royal*, édition établie, présentée et annotée par Jean Lesaulnier, Paris, Honoré Champion, « Sources classiques », 2012.
- SCREECH, Michael, A, *Montaigne and Melancholy. The Wisdom of the Essays*, London, Duckworth, 1983 (マイケル・A・スクリーチ『モンテーニュとメランコリー』荒木昭太郎訳、みすず書房、1996年)。
- SELLIER, Philippe, *Pascal et saint Augustin*, Paris, Armand Colin, 1970 ; Paris, Albin Michel, « L'Évolution de l'Humanité », 1995 : III. La politique ou « l'ordre de la concupiscence »,

p. 197-227.

THIROUIN, Laurent, « Montaigne, "demi-habile" ? Fonction du recours à Montaigne dans les *Pensées* », dans *Pascal ou le défaut de la méthode. Lecture des Pensées selon leur ordre*, Paris, Honoré Champion, 2015, p. 157-175.

宇羽野明子『政治的寛容』有斐閣, 2014年.

山上浩嗣「一七世紀パリにおける宗教と政治—ジャンセニスムとパスカル」, 田中きく代・中井義明・朝治啓三・高橋秀寿編著, ミネルヴァ書房, 2012年, 133-152頁.

——『モンテーニュ入門講義』ちくま学芸文庫, 2022年.

YAMAJO, Hirotugu, « Le bien et le mal dans la pensée politique de Pascal », *Revue d'Études Francophones* (Centre de Recherches sur la Francophonie, Université Nationale de Séoul), n° 24, 2014, p. 347-372.

付記：本稿はJSPS 科研費 17K02594および21K00416 による研究成果の一部である。

